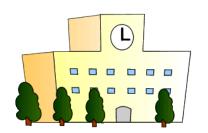
中学校の評価について



河内長野市立中学校校長会 河内長野市教育委員会教育指導課

大阪府教育委員会では、平成28年度の大阪府公立高等学校入学者選抜(平成2 8年2月~3月に実施した選抜)から、調査書の各教科の評定は、目標に準拠した

5段階の評価(いわゆる絶対評価)とされました。文部科学省が各教科や学年で学ぶべきことを示した、学習指導要領 の目標をどの程度実現できたのか、その実現状況(達成率)を見る評価です。

河内長野市では、これらの変化に対応するため、市内中学校全体で、研修と研究を積み重ね、準備を行ってきまし た。

調査書評定には、学年ごとの府内統一ルールがあります



中学校や支援学校(以下「中学校等」と言います。)では、文部科学省が示している「学習指導 要領」に従って、評価の基準を作成しています。

なお、それぞれの学校で絶対評価による評定を付ける時に、学校によって評価の出し方に違いが 出ないように、大阪府教育委員会では、出来るだけ公平性を期するため、中学校等が行う調査書 評定について、**府内統一ルール**を定めました。



学習評価

生徒の学習評価を検証し、その実現状況を見る

通知表 の評価

学習状況の達成度を評価(市内統一ルール)

チャレンジテストを基にした評定の範囲による検証

府教委の 統一ルール

牛 評

調査書の評定

定

河内長野市では

河内長野市立中学校では、大阪府教育委員会が定めた府内統一ルールに加えて、河内長野市教育委員会と中学校 校長会に加え、実際に評価を行う教員を構成員とする教員等組織した評価検討委員会でさまざまな観点で協議を行 い、次の市内統一ルールを定めて評価をしています。

これは各学校独自で評定算出を行うのではなく、教科の特性に応じた評価の出し方や府内統一ルールによる修正 の仕方も含め、各学校で評定を算出するときに同じ条件で実施できるように、市内中学校が同じ歩調で進めていま す。

なお、平成27年度は、府内公立高校入学者選抜における調査書を絶対評価にした初年度であり、府内 統一ルールも年度途中で示されるという状況でした。このことから、より望ましい評定の出し方を協議する ため、河内長野市のデータを収集し検討したところ、昨年度に実施した評価の基準が高かったとの結果から、 次のように改訂しました。

- ①昨年度の学年末に付けた5段階評定については、下記の通り達成率の基準を低くした数値により、市内 全校で調整を行ったうえで、府内統一ルールに従い、最終の修正を行いました。
- ②平成28年度からは、通常の評価(通知表の評価)においても、改訂した下記の達成率の基準で評価を 行うこととしました。ご理解をお願いします。

☆市内統一ルール

満足できる ⇒ 達成できるに標記を変更



観点別評価(A・B・C)

≪H28≫

≪H27≫

【 A 】十分達成できていると判断されるもの (=目標の75%に達しているもの)

80%以上

【 B 】概ね達成できていると判断されるもの (=目標の45%に達しているもの)

50%以上

【 C 】努力を要すると判断されるもの

(=目標の45%に達していないもの)

50%未満

(5段階)

≪H28≫

≪H27≫

【 5 】十分達成できていると判断されるもののうち、特に程度が高いもの

(=目標の85%に達しているもの)

90%以上

(=目標の75%に達しているもの)

(=目標の45%に達しているもの)

(=目標の20%に達しているもの)

20%未満 (=目標の20%に達していないもの)

80%以上

50%以上

20%以上

【 1 】 一層努力を必要すると判断されるもの

【 2 】努力を要すると判断されるもの

【 4 】十分達成できていると判断されるもの

【 3 】概ね達成できていると判断されるもの

《参考》

1・2年の場合

市内統一ルールにより学校で評価 ※通知表の評定数値



府内統一ルールによる評定の修正 ※調査書(進路用評定)へ記載する数値

3年の場合

市内統一ルールにより学校で評価 ※通知表の評定数値



府内統一ルールによる評定の修正

府内統一ルールによる評定の修正においても、市内 統一ルールにより決められた手順で修正を行う。

※調査書(進路用評定)へ記載する数値